

全養協通信

平成25年 3月 29日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
 〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509
<http://www.zenyokyo.gr.jp/>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設にお送りしています

《今号のトピックス(見出し一覧)》

1. 厚生労働省「全国児童福祉主管課長会議」を開催(3月15日)
2. 平成25年度「児童福祉週間」の実施について
3. 全社協・全養協からのお知らせ

1. 厚生労働省「全国児童福祉主管課長会議」を開催(3月15日)

さる3月15日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局は全国児童福祉主管課長会議を開催して、都道府県等に向けて平成25年度の事業や予算に関する方針等の説明を行いました。

(1) 生活保護制度の生活扶助基準の見直しに伴う児童入所施設措置費への影響

生活保護制度の生活扶助基準の見直しに伴い影響を受ける国の制度のなかに、児童入所施設措置費や保育所運営費等の「児童保護費等負担金」があります。この見直しに伴い影響を受ける他制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、できる限りその影響が及ばないように対応することが政府の基本的考え方として示されています。

児童入所施設措置費関連では、「一般生活費」「日用品費」「児童用採暖費」「期末一時扶助費(年末における被服等の購入費)」「入進学支度金」「葬祭料」等がありますが、平成25年度の対応として、このうち「一般生活費」「日用品費」「児童用採暖費」「期末一時扶助費」については据え置くこととし、一方で、「入進学支度金」「葬祭料」については生活保護の「改定率」や「単価の改定」に準拠する方針が示されています。

(2) 「社会的養護の充実」は引き続き「課題と将来像」の方向性に従って推進する方針

社会的養護の充実については、平成23年7月の「社会的養護の課題と将来像」でとりまとめた方向性に沿って施策を推進するとしています。

具体的には、「施設の小規模化、施設機能の地域分散化など、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めており、平成24年度補正予算及び平成25年度予算案においても、引き続き実施していく」として、都道府県等に対して積極的な取り組みを求めています。

このうち、「施設における家庭的養護の推進」では、「家庭的養護推進計画と都道府県計画の策定・調整」として、昨年11月30日に発出された厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」により、平成27年度からの15

年間を推進期間とした計画を児童養護施設と乳児院、及び、各自治体において策定することとして、都道府県等に対して留意事項を示したうえで地域の実情に即した計画的な取り組みをすすめるよう求めています。

全国児童福祉主管課長会議 説明資料 (家庭福祉課関連事項の項目抜粋)

1. 社会的養護の充実について

(1) 施設における家庭的養護の推進について

- ① 家庭的養護の推進の目標
- ② 家庭的養護推進計画と都道府県計画の策定・調整
 - ア 家庭的養護推進計画
 - イ 都道府県推進計画
 - ウ 施設の小規模化・地域分散化に関する事例集の送付
- ③ 小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の推進
- ④ 平成 24 年度補正予算について
- ⑤ 児童養護施設分園型自活訓練事業の移行

(2) 里親支援等の推進について

- ① 里親・ファミリーホーム委託の推進
- ② 里親支援専門相談員の活用
- ③ その他の留意点
 - ア 新生児・乳児の里親委託
 - イ 乳児院から里親への措置変更の推進
 - ウ 親族里親の活用
 - エ 里親養育の手引書の活用
 - オ 里親又はファミリーホームにおける居宅介護(ホームヘルプサービス)の利用について

(3) 被虐待児童等への支援の充実について

- ① 児童養護施設等の心理療法担当職員の配置の推進
- ② 母子生活支援施設特別指導費加算の充実

(4) 要保護児童の自立支援の充実について

- ① 中卒・高校中退等児童に対する資格取得等特別加算の適用
- ② 児童養護施設の退所者等の就業支援事業の創設
- ③ 身元保証人確保対策事業の活用
- ④ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

(5) 施設運営の質の向上について

- ① 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業の創設
- ② 基幹的職員の配置の推進
- ③ 第三者評価の受審と公表
- ④ 施設長研修の義務化

(6) 被措置児童等虐待について

(7) 措置費交付要綱等の改正について

2. 児童養護施設等の整備について

会員施設の皆様には、家庭福祉課関連を中心に抜粋複製した資料をお送りしておりますので各項目の記載内容をご確認くださいようお願いいたします。

標記会議の資料は厚生労働省ホームページに掲載されています

ホーム>「厚生労働省からのご案内」の「政策について」の「審議会・研究会等」>
「法律または政令の定めにより設置された審議会等」の「上記以外の検討会、研究会
等」>「雇用均等・児童家庭局」>〔下の方にスクロールして〕全国児童福祉主管課長
会議

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000a11v.html>

2. 平成25年度「児童福祉週間」の実施について

国では、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定め、各自治体や関係団体等とともに児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業を行っています。平成25年度も別添の実施要領が示され、「各種事業及び行事を展開することにより児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る」ことを趣旨として児童福祉週間が実施されます。

《標語》 君がいる ただそれだけで うれしいよ

多賀 葵（たが あおい）さん（東京都12歳）の作品

資料（別添）

平成25年度「児童福祉週間」実施要領

3. 全社協・全養協からのお知らせ

（1）「アトム基金進級応援成制度」平成25年度募集中です

「アトム基金進級応援成制度」は、(株)手塚プロダクションと(株)セディナから継続的に寄付いただいている寄付金（通称：アトム基金）をもとに、児童養護施設に入所していた児童が大学・短期大学・専門学校等に進学した際の、2年次目以降に進級する際の経済的負担を軽減することにより自立への支援をはかることを目的として平成21年度より実施しています。

助成額は進級した方1名につき3万円です。

別添の「募集要綱／申請書」により平成25年5月17日（金）[当日消印有効]までにご申請くださいますようお願いいたします。

資料（別添）

平成25年度アトム基金進級応援成制度「募集要綱／申請書」

（「募集要綱／申請書」は全養協ホームページ<http://www.zenyokyo.gr.jp/>に近日掲載予定です）

(2) 「メイスン財団奨学助成制度」平成25年度募集中です

メイスン財団（一般財団法人日本メイスン財団）は、各種のチャリティー活動や災害義援金の提供等、社会福祉向上のために活動を行っており、本奨学助成制度は、その支援の一環として、児童養護施設入所児童の高校卒業後の進学を援助し、自立と社会参加の一助となることを目的として実施するもので、今回で9年度目の実施となります。

新規の助成者数は7名を予定しています。助成が決定した場合、卒業まで（最大4年間）年額50万円（上限）の大学等授業料の助成を受けることができます。助成の決定までには審査があります。

詳しくは別添の「助成要項／申請書」等一式をご確認いただき、平成25年5月10日（金）
[当日消印有効]までにご申請ください。

資料（別添） 2013（平成25）年度メイスン財団奨学制度「助成要項／申請書」
（「募集要綱／申請書」は全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/> に近日掲載予定です）

(3) 第43回「毎日社会福祉顕彰」候補者（推薦）募集中です

毎日新聞社会事業団では、事業団の60周年を記念して1971（昭和46）年より本顕彰を実施しています。この顕彰は、「全国の社会福祉関係者および団体のなかから、とくに優れた功績をあげ、社会福祉の発展向上に貢献している個人あるいは団体を顕彰し、新しい福祉国家の形成と進展に寄与する」ことをねらいとしています。

表彰件数は3件（個人または団体）が予定されており、賞牌（メダル）と1件あたり100万円の賞金が贈呈されます。

顕彰の対象は「(1) 学術、(2) 技術、(3) 創意、(4) 奉仕、(5) 勤勉、(6) その他」と多岐に渡りますが、厚労省や全社協、日本社会福祉学会等による審査委員会によって審査のうえ決定されます。なお、候補者の募集は推薦により行われることとされており、自薦は認められませんのでご注意ください。

詳しくは別添の「募集要綱／候補推薦書」によりご確認くださいませようお願いいたします。推薦の締め切りは平成25年5月31日となっております。

資料（別添） 第43回 毎日社会福祉顕彰「募集要綱／候補推薦書」